

郵送による許可証等の交付について

1 はじめに

届出件数が多く事業者のコスト削減に結びつくと思われる和歌山県公安委員会に対する以下の対象手続について、郵送による許可証等の交付を試行運用していたところですが、この度、本格運用開始することとなりました。

これまでどおり、警察署へ申請を行った後、再度、警察署へお越しいただなくても、許可証等の受取りが可能となりました。

2 試行運用期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

3 本格運用期間

令和3年4月1日から

4 郵送受理手続

- (1) 郵送により許可証等の送付を希望する場合は、申請時に警察署担当者に対し、対象手続について「郵送による交付を希望する。」旨を申し出てください。
- (2) 申請書と共に、送付先を明記した返信用のレターパックや書留郵便等（後日、追跡可能となる方法）の封筒を同封してください。
費用（送料）は、申請者等の負担となります。

3 対象手続

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係

ア 許可関係

- (ア) 書換え又は再交付申請に基づき交付する風俗営業許可証
- (イ) 新たに交付する風俗営業管理者証
- (ウ) 変更承認申請に基づき交付する構造・設備変更承認通知書（遊技機も含む。）
- (エ) 再交付申請に基づき交付する認定証

イ 性風俗関連特殊営業関係

再交付申請に基づき交付する性風俗関連特殊営業の届出確認書（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業）

ウ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則に基づくもの

- (ア) 認定申請に基づき交付する認定通知書
- (イ) 確認申請に基づき交付する確認証明書
- (ウ) 変更届に基づき交付する確認証明書
- (エ) 検定申請に基づき交付する検定通知書

- (2) 古物営業法関係

再交付申請に基づき交付する古物商許可証及び古物市場主許可証

- (3) 質屋営業法関係

再交付申請に基づき交付する質屋許可証

- (4) 和歌山県金属くず業条例関係

再交付申請に基づき交付する金属くず商許可証及び行商の証

- 6 問合わせ先
和歌山県警察本部生活安全企画課許可等事務指導室
電話番号 073-423-0110
若しくは
申請する警察署生活安全（刑事）課